

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付していただきます。一括徴収することが義務づけられています。

御注意

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

町長 殿 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒											
			フリガナ												
			氏名又は名称												
			代表者の職氏名												
			個人番号又は法人番号												
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額						
受給者番号(整理番号)	フリガナ	旧姓	円	円	円	..	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) { 月分 で納入 月 日 納期分 } 3. 普通徴収 { 理由 }	控 除 社 会 保 険 料 額 円						
氏 名															
生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日														
個 人 番 号															
1 月 1 日現在の住所															
給与の支払を受けなくなった後の住所															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため(月 日 申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	.	円	円
	.	円	
	.	円	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分 から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名			
フリガナ			電話			
氏名又は名称						
代表者の職氏名						
個人番号又は法人番号						